

# 株式会社みたこ土建一般事業主行動計画

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年11月1日～令和10年10月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1：技術職の女性社員を現在の1人から2人以上に増加させる  
(女性活躍推進法)

### <対策>

- 令和5年11月～ 技術職の女性の応募を増やすため、会社案内やHP上に女性技術者が活躍している様子を掲載する。
- 令和6年1月～ 配置予定者を対象に、業務に必要なスキルを身につけるため研修を実施する
- 令和6年4月～ 新たに配置した女性を支援するための定期面談を実施する

目標2：男性社員の育児休業取得率を50%以上とする。  
(次世代育成支援対策推進法)

### <対策>

- 令和5年11月～ 掲示板やグループウェアを利用して社内規程を周知。
- 令和5年11月～ 配偶者が出産した従業員を対象として、総務部および上司から育児休業取得を勧めるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分について見直しする。

目標3：子どもが従業員の働いているところを見ることができる  
「子どもによる参観日」を実施する。(次世代育成支援対策推進法)

### <対策>

- 令和5年11月～ 検討会を設置し、実施に向けて検討する。
- 令和5年12月～ 第1回「子どもによる参観日」開催。
- 令和6年2月～ 従業員アンケートを実施し、次回企画へ繋げる。